

後見センターだより（第47回）

1 はじめに

令和7年6月10日に開催された法制審議会民法（成年後見等関係）部会において、「民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案」（以下「中間試案」といいます。）が取りまとめられました。この中間試案からは、今後、現行法の枠組みを大きく変える法改正がされることが予想できます。そこで、今回は、成年後見制度の法改正による見直し（以下、便宜的に「後見法改正」といいます。）の大きな方向性について確認し、その背景となっている理念を探りつつ、現行法下における後見人等¹の活動についても考えておくべき事項がないかについて確認したいと思います。

2 後見法改正の検討に至る経緯と中間試案の内容

（1）改正の検討に至る経緯

現行の成年後見制度については、高齢化の進展や単身世帯の高齢者の増加等を背景に成年後見制度に対するニーズの増加や多様化が見込まれ、さらに利用しやすくする必要があることが指摘されるとともに、利用動機となった課題が解決しても判断能力が回復しない限り利用をやめることができない、成年後見人には包括的な取消権や代理権があり本人の自己決定が必要以上に制約されている、本人の状況の変化に応じて後見人等が交代することができず本人がニーズに合った保護を受けることができない、適切な時期に任意後見監督人の選任申立てがされず任意後見契約が有効に利用されていない、といった問題点も指摘されてきました。令和4年3月25日に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（以下「第二期計画」といいます。）では、国は、障害の

¹ 現行法における成年後見人、保佐人及び補助人を指す。

有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮した上で、成年後見制度利用促進専門家会議における指摘も踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行うとされています。また、同年10月には、国連の障害者権利委員会が、日本に対して、現行の成年後見制度は障害者の法的能力を制限しており、障害者が生活のあらゆる場面において他者と平等に法的能力を享有することをうたっている障害者の権利に関する条約第12条に反するから是正すべきであるとの旨の勧告をしました。こういった状況を受けて、令和6年2月に法務大臣が成年後見制度を見直す必要があるとして法制審議会に諮問し（諮問第126号）、現在、後見法改正に関する法制審議会において議論が進められています。令和7年8月末現在、上記の中間試案に対するパブリックコメントの手続が行われたところですが、中間試案の内容からすると、法定後見については、その開始の要件や効果の見直しとともに、いわゆる「終わることができる」後見の制度設計を行うことも含めて、現在の成年後見制度を抜本的に見直す方向での法制審議会における議論・検討が進められているようです。

（2）中間試案の内容

中間試案では、法制審議会における議論を踏まえ、任意後見制度に関する提案や、中核機関と家庭裁判所との連携に関する提案なども含め幅広い内容についての提案がされていますが、ここでは、法定後見の制度を大きく変えることになると思われる、法定後見の開始の要件・効果について示されている案と、法定後見の終了や期間について示されている案の内容についておさらいしておきたいと思います。

ア 法定後見の開始の要件・効果について

中間試案は、甲案、乙1案、乙2案という3つの案を示しています。

甲案は、現行法の規律（後見、保佐、補助の3類型）を維持しつつ所要の修正を行うという案です。開始の際の本人の同意に関する規律や終了の要件

などは基本的に現行法の規律を維持する内容となっています。

乙1案は、本人の判断能力が低下し、特定の事項について保護の必要があることを要件として、保護者²に当該事項について代理権・同意権を付与する審判をするという案です。開始に当たって原則として本人の同意が必要になります。ただし、⑦本人が意思を表示できない場合で、①本人の身体又は財産に重大な影響を与えるおそれがあるとき（同意権）や、本人に著しい不利益があるとき（代理権）は、本人の同意を不要とする枠組みとなっています。

乙2案は、①乙1案と同様の類型と、②本人が判断能力を欠く常況にあり保護の必要性がある場合には保護者に一定の権限（現行の成年後見人の包括的な代理権等よりも狭い権限）を付与する類型の2類型を設けるという案です。本人の同意に関しては、①の類型では乙1案と同様ですが、②の類型では、保護の開始、民法13条1項の行為以外の取消権付与並びに代理権の付与については本人の同意不要としています。

イ 法定後見の終了、期間について

中間試案は、法定後見の終了について、現行と同様に本人の判断能力の回復による終了のほかに、上記アの乙1案又は乙2案による場合には、本人の判断能力が回復したときでなくとも、保護の必要がなくなったときに終了する仕組みが提案されています。

また、法定後見に期間を設けることも提案されており、現行と同様に期間を設けない案、家庭裁判所が法定後見開始時に期間を定め、更新されない限り期間満了により法定後見が終了する案、保護者に法定後見を継続すべき要件があることの家庭裁判所への報告を義務付けた上で、要件がなくなった時には法定後見を終了させる案が示されています。

² 法改正後の制度において現行法における成年後見人、保佐人又は補助人に相当する立場にある者を指す。

3 後見法改正の検討の背景となっている考え方

今回の法改正の検討は、上記2(1)でみたような問題点の指摘を踏まえて、もともと成年後見制度の理念であった自己決定の尊重やノーマライゼーションといった理念を再度見直すとともに、特に、本人の自律の保障をどのように図っていくのかという点が重視されていると考えられます。障害者権利委員会の勧告において「意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること」と言及されたことも大きな影響を与えているように思われます。上記2(2)でみた中間試案に示されているように、法制審議会では、現行法における後見類型のような包括的な代理権の付与ではなく、判断能力が低下した人たちが自分らしく生活できることを実現するためには、本人の意思決定を支援しつつ、その権利の制限についてはより抑制的にすべきであるとの方向の考え方方が主流になっているように思われます。こうした考え方は、上述したように、もともと成年後見制度の理念として掲げられていたものですが、後見の現場においては、法定後見が判断能力が不十分となった本人の権利能力の制限とその法定代理といった図式で捉えられていないか、そして、包括的な代理権を持った後見人等による「代行」や「管理」になってしまっていないかという点から反省を迫るものといえるかもしれません。

4 現行法下の後見人等の活動においても実践すべきこと

上記3でみた法改正の検討の背景にある考え方とは、現行法下の後見人等の活動においても重視されるべきポイントであると考えています。第二期計画が、制度の利用を必要とする人が尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備することを目標に掲げていることとも合致します。現行法下における後見人等の活動においても、次のような点を意識していただくことをお勧めします。

- (1) 「本人らしい生活の継続」という点では、判断能力が十分でなくなったとし

ても、自分のことは自分で決めたいという本人の思いを実現できるかが大きな指標となると考えられます。後見センターでは、大阪弁護士会、成年後見センター・リーガルサポート大阪支部及び大阪社会福祉士会や大阪市のご協力をいただきながら、本人の意思決定を支援するための手順として、「意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン」を策定・公開しています。是非ご覧いただいて、本人の意思決定支援の観点から後見人等の活動を考えていただきたいと思います。詳しくは、大阪弁護士会のホームページをご参照ください。³

- (2) 第二期計画は、後見人等に、就任後、権利擁護支援チーム（権利擁護支援が必要な人を中心に、その状況に応じ、身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に見守って、その意思や価値観等を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行うしくみ）に加わって、チームの関係者らと支援方針等を共有しつつ、チームによる適切な支援を行うことを期待しています（チーム支援）。後見人等が本人の自己決定や自律を尊重して活動を行うためのしくみが提示されています。具体的には、本人についての支援チームが形成されており、それが機能している状況にあっては、後見人においても、本人との面会等によって本人の状況を適切に把握するとともに、その支援者らとも密接な連携をとって、家計の状況等も含めた本人の状況を共有して、同人らと協力し、本人に対する適切な支援を行うことが求められているといえます。意思決定支援を具体的に実行するに際しては、このチーム支援を基盤に置きつつ、ガイドラインも踏まえながら、実行していく必要があると考えています。
- (3) 後見センターでは、弁護士や司法書士、社会福祉士が後見等の開始申立てに関与している場合、こうした専門職に対して、説明状況報告書の提出を求めています⁴。これは、説明状況報告書の作成を上記(2)のチーム支援を後押しする

³ <https://soudan.osakaben.or.jp/himawari/13/index.html>

⁴ 本連載第25回、第28回コラム欄、第40回参照。

ための取組みとなると考えているからです。すなわち、関係者の同席のもとで、本人に制度の説明をし、本人とのやり取りをしながら説明状況報告書を作成していくという活動は、専門職がチーム支援に関与していく入口となるという意義を有するものと考えています。特に弁護士等の専門職が後見人等の候補者となつており、後に後見人等に就任することが予定されている場合には、まさに支援チームの一員としての活動の一場面と捉えることができます。また、後見人等の選任を家庭裁判所に一任し、関与した専門職が後見人等に就任することが予定されていない場合であっても、申立ての場面において他の支援者とともに本人を支援するという意義を有することはもちろん、それだけでなく、普段なじみのない専門職から丁寧にやりとりして意向を聴取してもらう経験することで本人に専門職がチーム支援の中で不可欠な存在であると認識してもらいうことができれば、別の専門職が後見人等として選任されたとしても、その後の本人と専門職の後見人等との間での円滑な意思疎通につながるを考えています。後見等開始の申立事件の審理に当たって、後見センターが説明状況報告書を重視しているのは、こうした検討によるものです。さらには、後見等開始申立ての場面だけでなく、例えば後見等が開始された後に居所の変更に当たって本人の意向を確認する場合など、説明状況報告書の作成を求めることによってチーム支援や意思決定支援の実践を確認することができる場面もあると考えています。説明状況報告書の趣旨を理解していただき、その作成、提出にご協力をいただけますようお願いします。

5 おわりに

現在の後見人等の活動は、後見人等が代理権（あるいは同意権）を有することが前提となっています。とりわけ後見類型では、包括的な代理権が成年後見人に付与されています。今回の後見法改正の検討は、包括的な代理権という広範な裁量権の行使の中で、成年後見人が無意識に代行決定的な活動をしていないか、今

一度立ち止まって振り返っていただく契機になるのではないかと思います。自己決定権の尊重といった理念は、おそらく法改正の前後を貫く重要な理念となるはずです。是非とも現行法下の後見人等の活動においても意識していただきたいと考えています。

また、後見法改正については、今後、法制審議会の議論が進められ、具体的な要綱案・条文案が策定されることになります。おそらく、現在の後見事務についても見直しは必至でしょう。その際には、実務に携わっている皆様にこそ分かる、あるいは見える視点やお知恵をお借りし、頂戴したく思います。今後とも引き続き後見センターへのご理解ご協力のほどよろしくお願ひいたします。